

# 農家の皆様へ

## 農地の耕作権の明確化について

### 農地の貸し借り（利用権の設定）についてのお願い

かすみがうら市では、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を進めております。

農林水産課に提出のあった「農用地利用集積計画明細書・利用権設定申出書」を農業委員会の総会で審議・決定されることで「かすみがうら市農用地利用集積計画書」を作成・公告し、農地の貸し借りを設定できます。お互いの農地を口約束で貸し借りしているとトラブルの元になる恐れがありますので必ず手続きをしていただくようお願いいたします。

### ※水田営農実施計画書の貸借関係の記載について

令和5年度から、新規で貸借をする場合、利用権設定による貸借契約、または特定農作業受委託契約の手続きをしていただくようお願いしております。

**書面での確認ができない口頭による貸借契約については、本計画書へ記載された場合でも水田台帳の登録・移動は行いません。**

特定農作業受委託を行う場合は、特定農作業受委託契約書の写しの提出が必要です。

農家の皆様には、本趣旨をご理解いただきますと共に、ご協力をお願い申し上げます

問合せ先 かすみがうら市 農林水産課      TEL 029-897-1111/TEL 0299-59-2111